



南北朝～戦国の動乱と辺境武士団：
薩摩国における渋谷一族を中心として

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 阿部, 猛 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00001016

南北朝～戦国の動乱と辺境武士団

— 薩摩国における渋谷一族を中心として —

阿 部 猛

北海道学芸大学釧路分校史学研究室

Takeshi ABE: The Movement of the Remote Regional
"Samurai" in the War-torn Nambokucho~Sengoku Period.

1. は し が き

鎌倉幕府の滅亡から織豊政権の成立に至る約250年間は、その政治過程の錯雑せること、基礎構造の変動の深きことにおいて、確かに注目し値する時期であることは疑いない。奥羽から南九州に至る全国的な動乱は、もちろん地域差を伴いつつ展開したが、巨視的には幾つかの段階を経てその終結に至る。段階区分は種々の視点から行ないうるし事実なされてきた。しかし、例えば「領主制」の展開過程に焦点を合せても論議は混沌として見解の一致点を見出すことの困難であること、ここ数年来の歴史学研究会大会での討論に徴しても明らかである。本稿は直接そのような課題に応えようとするものではない。一歩しりぞいて、具体的な素材を提出することを念願するものである。扱うところは、南北朝より戦国に至る辺境薩摩の武士団渋谷一族の動向にすぎない。¹⁾

註

- 1) 本稿は筆者の構想する「南九州における封建社会の展開過程」(仮題)の第3章に相当する部分の要旨である。なお第1章・第2章に相当する部分は、北海道学芸大学紀要第1部B第11巻第2号および第12巻第1号に発表した。また本稿の主要史料は、朝河貫一著書刊行会編『入来文書』(昭和30年、日本学術振興会発行)で、それからの引用は単に「一文書一号」と註記する。

2. 南北朝の動乱

元弘3年(1333)閏2月24日、後醍醐天皇は隠岐から出雲に渡り、やがて天皇側の総反攻がはじまる。九州では菊池・阿蘇両氏を中心とする反北条勢力が、同年3月博多に探題を攻めて一敗地に塗れたが、この頃から5月25日の探題滅亡に至る間は、京都・鎌倉両勢力が、諸国の武士をどれだけ己の陣営にひき入れるかという争いの時期であつた。渋谷一族についていえば、8月日付で岡元典重が博多攻略の戦功をのべており(岡元文書15号)、11月9日には当知行安堵の綸旨をえた(同50号)。また同日付で、入来院重基・同重勝・寺尾重見後家(入来院文書1~3号)・岡元重興妻(岡元文書73号)らの当知行も安堵されている。建武元年(1334)6月3日付雑訴決断所牒(同16号)は、相模国吉田荘以下当知行を安堵したものであるが宛所を欠いている。大日本史料(6の1, 608頁)は、これを渋谷重躬の息鬼益丸に宛てたものと推定している。ところが重氏の2人の女子は亡父所領相続知行を主張し鬼益丸と争つた。鬼益丸は「大塔宮令旨并吉田一位御牒」を所持していたらしいので、事は面倒であつた。動乱のまぎれに鬼益丸が安堵状を獲得したというのが実情らしく、理は2人の女子にあつたように思われる。そこで渋谷一族は協議し

和与せしめ、鬼益丸は文書を女子方に渡し、以後において違乱せずと誓った。和与状には「以一族一同之儀」という文言もみえ、鬼益丸代藤原家綱・沙弥定重（入来院祐重）・平重文（岡元）・平重親（東郷）・平重躬・平重房・沙弥定円（入来院重基）の7人が署判している（岡元文書18号）。この署判は「一族」の範囲を示すものとみうる。右のことは、一方において、分裂の傾向を続けてきた渋谷一族¹⁾が、動乱期に当つて一族の結束をはかろうとする傾向をみせたものと理解してもよいかもしれない。他の例では、大隅国の禰寝一族が、建武3年に「就世上騒乱并諸事一門一身同心之連書」をなし、「何事毛申談天可依衆儀也」と盟いあつている。²⁾ こうした傾向は一般的にみるところで、動乱期を生き抜かねばならぬ武士たちの共通の態度だつたといえよう。³⁾

二条河原落書（建武記）に「町コトニ立簀屋ハ、荒涼五間板三枚、幕引マラス役所柄、其数シラス満々リ」とあるのはよく知られているが、薩摩国の簀屋は二条万里小路南頬に在つた（関係文書21号）。そして建武2年3月1日から7月1日まで内裏大番役⁴⁾を勤仕した薩摩国地頭御家人交名（同19・20号）には、渋谷小四郎入道・同新平二入道（重基）・同弥二郎・同彦三郎の名がみえる。

いわゆる建武新政府の樹立は「反革命」であつて、当時の武士たちの与望をつなぎとめるには余りにも無力であつた。建武2年11月、足利尊氏を中心とする勢力は新政府に対して公然と敵対行動をとりはじめた。直義は新田義貞を伐つと称して檄を諸国の武士にとばし、⁵⁾ 入来院の渋谷重基の許にも「相催一族、不日可馳参」との軍勢催促状が届いた（入来院文書96号の1）。翌年正月、尊氏は京に入つたが忽ち西国に走り、3月2日多々良浜に菊池武敏の軍を破つた。4月2日渋谷河内入道重棟は肥前国三根西郷地頭職を勲攻賞として与えられたが（岡元文書20号の1）、恐らく多々良浜合戦と関係があろう。また8月には入来院重勝に対して尊氏の感状が出されている（入来院文書96号の2）。

建武4年（1337）薩摩では伊集院忠国・谷山隆信・鯨島家藤らが南軍として挙兵した。足利直義は、島津頼久・伊作宗久に帰国を命じ、渋谷一族にも重ねて発向するよう催促した（同96号の3）。一族寺尾重名は建武5年頃島山直頭の旗下にあつて、日向三侯院に戦つていたが、本国薩摩の南軍が「後巻（包囲）」しようとしたので、閏7月軍をかえしている（寺尾文書11号）。一方、一族鶴田経重は延元4年（1339）頃南軍に属し、同族高城重棟を温田城に攻め、これを陥れている。次いで6月19日からは薩摩碓山城での南北両軍の攻防戦がはじまり、城内には、高城彦六、攻撃軍には寺尾重広・入来院重勝・小四郎入道らが参加していた（関係文書22～24号）。暦応4年懐良親王が九州に下向して戦局は新展開をみせるが、⁶⁾ この頃の渋谷氏の動向は明らかでない。康永2年（1343）4月、足利直義は寺尾重広に軍勢催促状を出しているが、その結果は不明である（入来院文書10号）。康永4年9月、岡元重興は鹿児島島谷峰合戦の戦功を記して認知をえているが、この頃の渋谷氏の去就は不明確である（岡元文書62号）。貞和2年（1346）8月、南軍の伊集院忠国は薩摩日置若松城を攻略し日置荘を押領した。渋谷一族は若松に合力し野崎村に要害を築いていたが、いかなる理由かこれを放棄し、勝手に戦列をはなれた。⁷⁾ 守護島津氏から足利直義に宛てた報告では、「渋谷下総六郎不可随石見権守（一重門）所勘之由令申之間、可被成各別御教書候哉」とある（関係文書26号）。惣領家入来院重門に従うをこころよしとしない一族のあつたことを示している。次いで貞和3年6月、南軍の「熊野海賊以下数千人、海陸共寄来」り、北軍の東福寺城を攻めたが、⁸⁾ 城内には岡元重興・寺尾重名らの渋谷一族が在つた（岡元文書60号・清色亀鑑6号）。翌年2月、鎮西探題一色範氏は岡元重興に対し薩摩池辺城に合力するよう命じた

が、重興は行動を起さず、8月に再び催促されている（岡元文書24・25号）。

この頃九州では、少弐頼尚と一色範氏が勢力争いを続けていた。貞和5年、直義の養子直冬が九州に下つてくると頼尚はこれと結び、範氏を圧倒するようになっていった。両者ともに九州の諸武士を味方につけようと努めて、11月頃には合戦の準備をするありさまであった。中央では尊氏と直義の対立が激化し、各地に反尊氏勢力が抬頭してきた。観応元年（1350）10月、直冬は九州で公然たる軍事行動を起し尊氏に対立した。11月20日、直冬の軍勢催促状は岡元重興のところにもとどいている（同26号）。その直後23日、直義は突然南朝に降つて足利方は分裂した。翌年に入ると尊氏・直義両軍の合戦がはじまり、2月17日尊氏は摂津に敗れ、遂に直義と和談し、27日入京した。⁹⁾ この4月、岡元重興は大宰府に馳せ参じ、5月には直冬の感状をうけている（岡元文書27・28号）。7月30日には入来院重勝の所領が直冬により安堵されており、これらによれば、先に一色範氏に属していた渋谷一族は中央情勢に応じて、直冬、頼尚側に属するようになったことも知られるのである。しかし、直冬の勢いが強くなると、一色範氏は南軍に与した。正平6年（1351）8月、南軍は範氏とともに直冬方を攻めたが、8月3日付の後村上天皇綸旨によると、入来院重勝・岡元重興は南軍に加担するようになったらしい（入来院文書7号・岡元文書78号）。一方、島津貞久もこの年南軍に降つているが、渋谷一族は貞久と行動を共にしたのであろう。観応3年（1352）2月26日足利直義は鎌倉に死んだが、これが直冬の勢力に大きな打撃となり、秋には一色範氏のために九州を逐われた。すると少弐頼尚は範氏に対抗するため南軍に投じ、範氏は武家方となつた。この頃の渋谷氏の動向は不明だが、文和2年（1353）10月、足利義詮は入来院重門に対して、畠山直頭・伊東祐氏を攻撃するよう命じているから、いぜん南軍にあつたのであろう（入来院文書8号）。

その後、九州では幾度か事態に変転があつたが、康安元年（1361）室町幕府は斯波氏経を九州探題に任じて態勢挽回を策した。この頃、岡元重興は島津氏とともに武家方に属し、康安2年9月足利義詮の感状をえている（岡元文書30号）。それによると、同元年2月以来、再び武家方へ寝返つたのである。正平19年（1364）2月1日後村上天皇綸旨は入来院重門に「相語一族」り「参御方」るよう誘いかけている（入来院文書4号）。翌年斯波氏経に代つて九州に下向してきた渋谷義行が重門に誘いかけているが、重門は応じなかつたらしい（同155号）。一方、正平22年2月には後村上天皇綸旨により重門の軍忠が賞されている（同5号）。

応安3年（1370）10月、今川貞世が渋谷義行に代つて九州探題に任命され、翌年2月19日京都を出発し鎮西に向つた。7月2日その子義範は豊後に入り、12月19日貞世は門司に入った。貞世は着々と北九州に支配を及ぼしたので、諸国の武士の貞世に来附するものも多くなつた。応安5年11月、貞世は渋谷虎王丸に誘いをかけたが応じなかつたらしい（同180号）。これより先、6月23日入来院重門は南軍に属して薩摩峯城合戦で討死し（入来院系図）、12月21日懐良親王令旨は重頼に宛ててその勲功を賞した（入来院文書6号）。この頃から、今川貞世は重頼に宛て軍勢催促状を出し、「相催庶子一族可致忠節」「近日可有合戦之上者、其堺事、蔽密一途可有籌策」などと出兵を促し、恐らく応安7年春頃、重頼は貞世の召に応じて武家方についたらしい（同179・183・208・212号）。永和元年（1375）6月、貞世は肥後水島で少弐資冬を暗殺したが、この事件により島津氏久は貞世から離反した。9月、渋谷重頼に対して貞世は「氏久加凶徒上者、別而致忠節者、可被忠賞、仍一揆同心、可被致忠節」と書き送っている（同177号）。次いで11月、貞世は「於肥後国八代堺、致忠節云々、尤以神妙也」との感状を重頼に与えているが（同187号）、以後渋谷一族が貞世側にあつたことは多くの史料によつて立証できる。

渋谷一族である東郷氏も同じく貞世麾下にあつたことは、至徳3年(1386)4月に貞世によつて筑前国比伊郷地頭職を安堵され「庶子相共可令知行」とされていること(同194号)、5月に恩賞として伊集院久氏跡三分の一を宛行なわれていることなどにより知られる(同210号)。また岡元尚重の肥前国の所領を安堵する旨の施行状も存するから、岡元氏も貞世の旗下にあつたとみてよいであろう(岡元文書65号)。

水島事件以後、島津氏は貞世に従わず、貞世も、島津旗下の小武士団を離反させることによつて島津氏に圧迫を加えたものの、直接に手を下すことはできなかつた。前述の如く、渋谷氏は貞世旗下にあつた。明徳元年(1390)7月、將軍義満は入来院重頼に宛てて「不可随伊久(島津)成敗」といい(入来院文書153号)、翌年、今川貞世は、重頼に対して伊集院久氏跡の地頭・領家半分を与え、また「薩摩国知行分内国衙并領家米」を兵糧料所として与えた(同138・186・206号)。

これより先、明徳2年5月、貞世は肥後に南軍を破つたが、その直後、島津氏は貞世に与同することになつたらしい。しかし、「於两国ふるまひ、猶以宮方のともから相良以下為一鉢歟」(同97号)といわれるように、島津氏の態度は明確なものではなかつた。明徳4年、島津氏の内紛に乗じて、幕府はこれを撃たんとして貞世に出兵を命じた。渋谷氏は貞世に属して島津と戦い、明徳5年8月、重頼の伯父重継は貞世の感状をえている(同137号)。この戦闘の継続中、応永2年(1395)8月今川貞世は失脚して九州を去り、翌年、渋谷満頼が探題として博多にやつてくる。

貞世の失脚を期に、九州地方の政情は大きく動く。すでに明徳3年(1392)南北両朝の合一はできていたし、九州各地に残る南軍の勢力は小さなものとなつて、次第に消滅していつた。後項でみるように、渋谷一族にとつても、この頃はその歴史にとつて劃期的な時期であつた。南北朝動乱の渦中にあつて、或るときは南軍に、また北軍に、さらに、幕府内部の紛争に当つては、頼尚方についたり、範氏方についたり、変転きわまりない動きをみせた渋谷一族も、当時の武士がみなそうであつたように、時勢の推移に従つて右往左往し、生き抜くための努力を重ねたのである。¹⁰⁾

註

- 1) 鎌倉期における渋谷一族の分裂の状況については、拙稿「鎌倉幕府の成立と南九州」(北海道学芸大学紀要第1部B第12巻第1号)第4項参照。
- 2) 禰寝文書(九州史料叢書)2-228号、建武3年正月11日建部清成外五名一族連署契状。
- 3) 河合正治「南北朝の動乱を契機とする武士団性格の変化」(魚澄先生古稀記念国史学論集)143頁。
- 4) 建武記の「大番条々」は建武2年3月1日の日付を有するが、7条より成る。①寺社一円領については、新附の地以外は番役を免除する、②本所進止の地、ならびに領家・預所職については賦課するが、請所は不課である、③遠国30町・中国20町・近国10町別に1人宛参勤すること、もし「当知行之地不足之輩者可沙汰渡課役於摺領、若無摺領者、可弁其郡催促之役人」きこと、④所領を数か所もつものは「懸命之所者、自身可勤仕、自余所々者可進代官」きこと、⑤大番についての費用、また人夫・伝馬を百姓に転嫁しないこと、これらは「領主之所役」である、⑥武具の過差を止め、儉約を旨とし「疎品」を用いること、⑦交番(交替)のときは、奉行人・役人とも自ら役所にのぞむこと。
- 5) 大日本史料第6編の1の684頁以下に多くの史料が載せられている。
- 6) この間の事情については、藤田明『征西將軍宮』に詳しい。
- 7) 貞和2年(1346)11月21日、足利直義は、渋谷一族の「捨軍陣帰宅」を責め、重ねて同様のことあれば所帯を没収せよと島津貞久に命じた(関係文書27号)。
- 8) 藤田明前掲書(註6)123頁以下に詳しい。
- 9) 観応擾乱の史的意義については、永原慶二「南北朝内乱」(岩波講座日本歴史・中世2)参照。
- 10) 太平記の「朽木索ヲ以テ六馬ヲ繫デ留ルトモ、只憑ガタキハ此比ノ武士ノ心」とか「五度十度敵ニ屈シ御方ニナリ、心ヲ変ゼヌハ稀ナリ」という文は著名。なお、南北朝期の南九州における両党の配置の大略については、水上一久「南北朝内乱に関する歴史的考察」(金沢大学法文学部論集・哲学史学篇3)37頁

以下を参照。

3. 一族結合と所領

渋谷一族のうち入来院氏は、他の諸流に比して割合と所領を分散することなく南北動乱を迎えた。¹⁾ 動乱期に入ったのは、入来院氏の祖とされる明重から数えて3代目の重基のときである。重基の次は重勝で、彼は岡元重知の子であつたが養子として入来院氏を継いだ。すでに元弘元年(1331)重基は重勝に清敷北方内の地を譲つたが、「御公事物代米参斗、毎年ニ惣領方可弁之」とあるように、全面的な財産相続ではなく、庶子分としての扶持だつた(入来院文書65号)。しかし、建武3年の尊氏感状は重勝宛になつていて、独立の一家として待遇されていたことがわかる(同96号の2)。重基は康永2年(1343)と貞和2年(1346)に計3通の譲状を重勝宛に書いているが、記載された所領は次の如くである(同52・68・69号)。このうち◎は兄長徳丸分を重基がうけつたものでⒶ◎とは重複しない。Ⓐと◎は一致しない点もあり、貞和譲状は康永のを修正し

	Ⓐ 康永2年2月8日付	◎ 貞和2年12月26日付	◎ 貞和2年12月26日付
相模国	吉田荘内藤意村藤次在家 同屋敷付田畠荒野	渋谷荘内清太入道西在家 1字同藤意内立野5町	吉田荘内渋谷曾司郷同藤 意屋敷田畠立野等
薩摩国	入来院内清色北方	入来院内清色郷5分の3 北方	市比野屋敷田畠山野荒野同 大根田屋敷田畠山野荒野等
筑前国	柏原内惣檢校屋敷田畠	佐波良郡内長尾并比伊郷 内柏原両村定門知行分	
筑後国	長洲屋敷地頭職	長洲荘畠地	
美作国		河会郷内下森上山村	河会荘内中安駮尾田畠屋 敷山野荒野等
上野国			大類田畠在家等

たものと思われる。とすると、重勝の所領は◎と◎の合計である。重勝所領は右に尽きない。実父重知から譲られた分もある。貞和5年閏6月23日、重勝は3通の譲状を書いている。第1通は子息重門宛で、美作国河会荘内下森上山大足、入来院内一野・河床等を内容とし、これは実父重知から伝領した分で、実弟重興にも右の半分を宛てている(同59号)。第2通は子息重継宛で、入来院清色南方、美作国河会荘内本郷下村西方、渋谷曾司郷内藤意田在家立野3町・屋敷付荒野、筑前国比伊郷修理免禅俊比丘尼跡を内容とし、これらは母頭真から重勝が譲りうけたものであつた(同48号の2)。第3通は同じく重継宛で、肥前国佐賀下領内所領、これは祖父重棟→実母尼宗女→重勝と伝領したものであつた(同48号の1)。なお嫡子重門には養子重基から譲られた清色北方以下の所領も当然譲られたのである(同58号)。以上の如く、入来院流は岡元家を分出したものの、重知遺領の一部は重勝を経て同流に還つたのである。

右の如く譲状を書いた同日、重勝は2人の子息に譲つた所領について、置文している(同60号)。要旨は次の如くである。主領たる清色村を南北に分け、北方は惣領重門に、南方は二郎重継に譲る、他の庶子については「北方ニおきてハ扁松(重門)かはからひたるへし、南方ニおきては扁一(重継)かはからひたるへし」として、庶子の扶持を規定し、もし重門に子孫なき場合はその所領は重継が継承し、重継に子孫なき場合は重門が継承すべきこと、女子分は「老町老箇所老期分」とし、養子には「少分もゆつるへからず」と規定した。そして本文で「於二人跡者、守器用仁一人仁ゆつるへし、其外者一期分たるへし」とした。右の財産譲与は、2人の子息に限定した分割相続であるが、他の庶子については2人の惣領が扶持することを規定し、養子への配分禁止とこれ以後の惣領による一括相続を規定し、庶子分をすべて一期分としている。この形態は

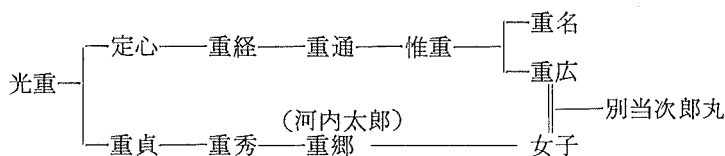
「一方惣領」の成立を示すもので、しかも互いに子孫なき場合には、どちらかへ吸収することを命じているので、所領分散防止の意図は明らかである。

正平22年(1367)正月29日重門置文(同94号)をみると、「討死跡事、有子息者、本知行之上重新所出来之時可有其沙汰也、次於女子者、本知行半分事、一後(期)之間、不可有子細之也」とある。これは、惣領家の支配下でありながら庶子家が合戦忠節による恩賞あり討死したとき、本知行に加えて子息に分配することを規定したものである。しかして建徳2年(1371)10月、重門は惣領重頼に譲状を宛て、「次重門以後所領之事、雖有数輩之兄弟、守其器用、惣領一人仁一所ヲモ不殘譲与之也、若背此旨、所領ヲ於分与数子之輩者不可有重門之子孫云々、如此定置上者若万一ニモ所領ヲ雖分譲、任此状之旨、於惣領一人之計、押而可令知行者也」と書いている(同83号)。同時に重門はもう1通の置文を書いており、その内容は次の如くである。①「後家并帯刀左衛門尉事、於庵五郎丸之計、可加扶持也」後家は重門妻だが、帯刀とはいかなる人物か。『入来文書』はこれを重継と推定している。²⁾とすると、前述の重継が一方惣領として分出したとの推定は否定せねばならない。即ち貞和5年(1349)重勝置文(同60号)の「於二人跡者、守器用仁一人仁ゆつるへし」の解釈も、重門・重継の各々が器用仁一人をたてて別個に相続せしめるというのではなく、その後はただ1人に譲るというように解釈せねばならない。ところでまた文和4年(1355)4月の重勝譲状(同61号)も注目すべきものである。同状によると入来院清色名内南方は重継に与えた。ところが「当院之惣領清色郷与令申之間」「当所為惣領之間、南方の内をぬきて、限永代子息将重所譲与也」とある。将重は恐らく重継の子で、³⁾重勝の孫に当る。のちの史料によると清色南方も重門子孫の惣領に伝えられているから、恐らくその一部が将重に与えられたものと考えられる。重継の継承した南方は、やはり一代限りだつたのだろうか。②「かつしき」僧侶の分は一期分とする。③女子長王・庵王・くり犬の分は一期分とする。以上の如くで置文通り、惣領重頼に一括譲与して、他は扶持せしめるか一期分を与えるということになる。次にまた建徳2年12月2日譲状案(同92号)がある。たぶん重門が養子松乗丸に宛てたもので、対象は市比野村内地頭職。「但於干諸事、惣領之支配ヲ令違背之時者、不可有知行彼所務者也」と条件つきである。これは案文で「所養子松乗丸」の部分が抹消してある。従つて実際に行なわれたが否か断定できないが、惣領・庶子関係を考える史料にはなる。その後、応永13年(1406)重頼は所領を重長に譲つたが「惣領一人仁一所ヲモ不殘可譲与之也」としている(同63・86号)。応永30年の重長の重茂宛譲状(同87号)、嘉吉元年(1441)の重長の重豊宛譲状(同85号)、延徳2年(1490)重豊の重聡宛譲状(同47号)など、以後の譲状はすべて右の如き文言を有し、惣領による単独相続に移行したことを証明している。以上通覧するところにより、入来院氏は、鎌倉末から分裂に分裂を重ねたが、実際には所領の分散を最少限度にくい止めたといいうる。しかし、分立した庶家は本流入来院氏の規制を蒙むことは殆んどなかつた。ただ入来院氏自体はその分裂をくい止めるため、14世紀半ばに庶子の一期分を設定し、一括惣領に譲ることにした。しかして南北朝動乱も終つた15世紀初頭には惣領の単独相続に移行したのである。

次に同じ渋谷一族の寺尾氏についてみよう。寺尾氏では、元弘の乱の直前に3代目惟重の遺領を廻つて紛争が起り、結局所領は八分割されてしまつた。元来さして広大でもなかつた所領をこのように細分した結果、寺尾氏は「小地主格」の武士になりさがつて南北朝動乱に臨んだのである。⁴⁾所領の配分からみて惣領は重広だつたらしいが、その後裔は史料を欠き、その後の経過をたどることのできるのは重名の後裔である。延文5年(1360)重名は惣領道賢と孫の竹鶴丸に所領を譲つたが(寺尾文書17・19・21号、清色亀鑑15, 16号)、同時に妻と女子に所領を譲り、これ

は一期分とした(寺尾文書15・16号)。このうち竹鶴丸の分は「不孝」の故に悔返し、それを道賢に渡したから(清色亀鑑10号)、道賢は父重名の所領の大部分を所持するに至った。応永3年(1395)道賢はそれら所領を惣領諸重以下に配分したが、庶子「たちまのすけ」の分は「もしたけ王丸(諸重)にむきてあらん時ハ、かのしよりようハ、たけ王丸ちきやうすへき也」とし、女子虎犬御前の分は一期分とした(寺尾文書28～32号)。以上、寺尾氏も南北朝期には惣領制的体制をとつた。しかし、それは鎌倉末期に分立した諸家を統合する方向には向わず、分立した諸家が各々惣領制的体制をとつたものと思われる。入来院氏が分裂した諸家を統合しえたのに対して、寺尾氏はそれをなしえず、各々弱小武士団として存続したのである。これが、寺尾氏の入来院氏への従属という結果を招来する。

元来渋谷氏は光重ののち、太郎重直は相模国の本領にいたが二郎実重以下5人は薩摩国に下りそれぞれ東郷・那答院・鶴田・入来院・高城氏の祖となつたものであつた。⁵⁾ 入来院氏についていえば、寺尾・岡元の諸氏を分出して、さらに分裂していつたのであるが、このような分裂とともに、武士団はつねに統合への傾向も持つている。元弘の乱直前の寺尾氏の惟重遺領を廻る紛争に際して重名が提出した陳状は「重広妾腹仁先立儲男女数子之間、別当次郎□者、□□一門渋谷河内太郎女子腹之子、賞妻女腹之由所見也」といつている(同4号)。系図でみると次の如くで、



4代前に分出した血縁を「一門」と呼んでいることがわかる。元弘3年(1333)重利・重棟連署去状に「所詮一族相論事、非本意」とある(入来院文書67号)。ここに困難な時代に際会しての一族意識の強化をみうるが、さらに、建武元年重氏遺領を廻る紛争(前述)に際しては「以一族一同之儀」て和与せしめたが、これには入来院・岡元・東郷氏その他が署名している(岡元文書18号)。薩摩下向後、数代を経ても「一族」意識を保ち続けたことがわかるのである。

南北朝の動乱に当つて、各家また同一家でも惣領・庶子に個別に軍勢催促状が出され恩賞も各別に与えられているが、一方では「一族」宛に与えられている。建武2年足利直義軍勢催促状は入来院重基に宛て「相催一族、不日可馳参」といつているが(入来院文書96号の1)、同4年尊氏軍勢催促状はその宛所を「渋谷一族等中」としている(同96号の3)。正平19年(1364)2月後村上天皇綸旨は入来院重門に宛てたものだが、「参御方、相語一族、至軍忠者、於本領(不)有子細」とあり、宛所は「渋谷能登守館」となつている(同4号)。族長をヤカタとよぶのは中世において一般的なことであるが、この語感には、氏上・氏長的なものよりも、血縁的な関係だけでなく地縁的な関係が加えられた「一族」という語に応じたよび方のように思われるものが含まれている。⁶⁾

下つて応安6年(1373)2月今川貞世軍勢催促状は、入来院重頼に宛て「相催庶子一族可致忠節」といい(同183号)、永和2年(1376)5月今川貞世内書は「渋谷人々御中」に宛て「惣の御中に此状を進候」といつている(同170号)。これらは広い意味で「一族」であるが、「庶子一族」というとき、これは「庶子」と「一族」であつて範囲の広さが違う。即ち「一家」と「一族」の相違である。永和2年内書は島津氏攻撃に際して渋谷氏の協力を求めたものであるが、「御一家中の御相論地の事などハ、まつさしをかれ候て」参陣するようにといひ、同年9月貞世書状では

渋谷の「御一族達」が多く島津伊久に同道したということである、凶徒に与同するというのは甚だ無念のことである、伊久は幕府から赦しをうけることはできないであろう、渋谷一族の「面々」が島津等のために「御一家をうしなへ候はん事ハ」誠に無念のことである、といっている（同197号）。ここでは明らかに「一族」と「一家」が使い分けられている。また至徳3年（1386）4月東郷重信宛今川貞世安堵状は「守先例、庶子相共可令知行之」と記すが（同194号）、5月の重信宛書状では「一向御一家中をたのみ申候」といっている（同190号）、即ち、惣領・庶子を中核とする「一家」と、それら「一家」の結合体たる「一族」の差をみるのである。⁷⁾「一家」といえば「惣領」、「一族」といえば「館」がその統卒者としての地位に在るのであるが、後者の場合「館」の語の中には、その下に統卒される幾つかの「一家」に対して主従関係上の「主」の立場のあることが含まれている。

前述の如く、入来院氏は所領の分散も比較的少なく、惣領による事実上の単独相続に早くきりかえて勢力を保つたが、寺尾氏は所領の分散が甚だしく、かなり弱体であつた。このことが主な原因だつたと思われるが、動乱期中に寺尾氏は入来院氏の旗下に立ち被官的な存在となつた。永徳3年（1383）12月、入来院重頼は寺尾道賢宛の安堵状を書き「任御親父之讓旨、御知行之事存知仕候了、若於此内違乱妨之時者、□□不甲斐候、可加扶持申候」といっている（清色亀鑑8号）。また明德3年（1392）11月入来院重茂は寺尾重見に名字状⁸⁾を与えているが、明らかに寺尾氏の被官化の過程が知られる（入来院文書136号）。かくして南北朝の動乱は、渋谷一族にとつては、鎌倉末から分裂していつた諸氏を再び統合する契機にもなつた。しかし、それはすでに惣領・庶子家の関係ではなく、主と被官の關係に比すべきものであつた。

註

- 1) 拙稿「鎌倉幕府の成立と南九州」（北海道学芸大学紀要第1部B第12巻第1号）第4項。
- 2) 『入来院文書』英文273頁、和文47頁。
- 3) 『入来院文書』英文262頁。
- 4) 西岡虎之助「中世前期における荘園的農村の經濟機構」（荘園史の研究・下巻2）779頁。
- 5) 拙稿前掲論文（註1）第4項。
- 6) 和歌森太郎『中世協同体の研究』65頁。
- 7) 「一族」＝「一家」という見方もある。和歌森太郎前掲書（註6）57頁。
- 8) 名字状については、相田二郎『日本の古文書』上巻501頁参照。

4. 戦国の動乱

九州探題今川貞世が島津氏の内紛に乗じてこれを抑圧しようとしたことは前にのべた。応永2年（1395）渋谷氏は貞世に応じて島津氏に敵対した。しかし8月に貞世は京都に召還され、3年5月渋川満頼が九州に下着するまでやや空白が存した。だが薩摩ではこれからしばらくの間、守護島津氏と渋谷一族の戦闘が続く。応永2年8月、島津伊久・元久は渋谷氏の高城を攻め、翌年正月には樋脇城を陥れ、次いで前田・市比野2城を陥れた。2月18日、伊久は伊作久義に東郷重信跡本領地を、二階堂行貞に入来院重宗跡本領地を料所として預けしめているが、これは渋谷一族の敗戦を物語るものである（関係文書30・31号）。そして応永4年、遂に入来院重頼を清色城に破つたのである。恐らくその後、渋谷一族は島津氏に降つたのであろう。応永7年に至ると伊久と元久が不和になつたが、7月探題渋川満頼は幕府の命によつてこれを和解させた。12月伊久は入来院重頼に谷山郡および給黎院半分を料所として預けおいた（入来院文書35号）。

応永8年（1401）伊久は渋谷一族たる鶴田重成を攻めたが、元久は重成を援け、10月両軍はあい戦い、元久軍は敗れ鶴田氏は滅亡した。入来院氏をはじめとする他の渋谷一族は伊久に従つて

この攻撃に参加したらしい（鶴田氏系図）。しかしその後、和解成つて、応永10年元久は入来院重頼に鹿兒島郡武之村・指宿内成河村を宛行つた（入来院文書37号）。また島津守久は重頼に山門院西方・薩摩郡内荒河・羽島を宛行っている（同34号）。しかして12月、元久は重頼に宛てて契状を書いている（同27号）。5か条よりなる契状は、①大小事につき一味同心の思いをなすこと、②3か国中にいかなる事態が発生しても「相互見次被見次可申事」を主要内容とする。また同日付で別に元久は書状を重頼に与え、先に守久から与えられた所領について、もし守久が「不慮之子細被申候」といえども、自分がかげあつてやるといつている（同36号）。このような元久と重頼の関係は大名と家臣の関係に比すべくもない。比較的ルーズな被官関係であつたといえる。こうした渋谷氏の有利な立場は島津氏が一族内に伊久と元久の分裂・対立という条件を抱えていたことによつて生じたものと思われる。¹⁾

応永11年（1404）幕府は元久と伊久を和解させ、元久を日向・大隅守護に任じた。さらに応永16年元久を薩摩守護に任じ、元久はその礼として翌年上洛し、將軍義持や幕府の宿老らに莫大な贈物をした。²⁾ これより先、渋谷一族の東郷氏では応永12年に重治から惣領重明に所領譲与が行なわれたらしく、庶子重世には東郷烏丸村田畠を与え「惣領重明命ニ相背時者、不可有知行也」とした（清色龜鑑67号）。一方入来院氏では応永13年重頼から惣領重長に所領が譲与された（入来院文書86号）。すべて15か所で、入来院内清色北方・同上副田村・市比野村半分地頭職、南方内清色村・塔原村・中村・桶本村・倉野村・久住村・柏島村・筑前国柏原水田屋敷、筑後国永淵屋敷、同国みな木の屋敷、甲斐国西島内葦入在家田畠、美作国河会荘内森上山大足、相模国渋谷曾司郷内藤意屋敷立野などが列挙されている。しかし薩摩以外の所領が当知行だつたとは考えられず、国内所領もすべてが当知行だつたとは思えない。入来院氏が旧領のすべてを書きあげているのは多分に象徴的であるといえる。関東の旧族・鎌倉御家人、惣地頭として当地に入部してきた名門を誇り回顧するの情の表現でもあつたらう。この段階の譲与も「惣領一人仁一所ヲモ不残可譲与之也」というように惣領への一括相続であつた。

さて渋谷一族は応永18年7月に叛乱を起し、先ず伊集院頼久の居城薩摩清敷を攻めた。清敷はいうまでもなく渋谷一族の旧領である。渋谷氏が行動を起すと島津久世・忠朝はこれに応じ久元に抗した。両軍決戦をまたず、元久は病いにたおれて鹿兒島に帰り兵を収めたので、渋谷氏は清敷城を占取することができた。翌8月元久は清水城中に卒した。元久には一男八女があつたが、一男は出家して嗣がなかつた。そこで元久の妹婿であつた伊集院頼久はその子初千代丸を家督にたてようとしたが、元久の弟久豊はこれを斥けて家督を称した。かくしてこれから応永末年に至る10余年間、久豊と久世・頼久の間に戦いが続き、南九州3国の武士は両者に分属して争うに至る。はじめ入来院氏は久世に属し反久豊派にあつたと思われる。応永18年久世は入来院重長に莫称院を所領として宛行っている（同41号）。戦闘の詳細はここにのべる必要はないであろう。久豊はよく戦い応永23年久世を囲んでこれを自殺せしめ、24年頼久を谷山城に攻めて降伏せしめた。その9月、頼久は重長に満家院内中侯・同西侯・谷山郡山田村を宛行っている（同142号）。これ以後、渋谷一族も恐らく久豊方についたのであろう。26年正月、重長は市来家親とともに島津忠朝を永利城に攻め、敗れて援軍を久豊に乞うた。8月久豊は永利城を陥れて忠朝を降し、同城を重長に与えた。28年忠朝は再び叛したが8月に降り、これに応じた東郷氏も久豊の攻撃をうけている。薩摩に覇権を確立した島津氏は、次いで大隅の伊東氏と争い、ほぼ3国に均衡を保持する状態をつくり出したのは応永31年頃だつた。この間に入来院氏では応永30年に重長は惣領重茂に所領を譲与した（同87号）。同8月島津久豊は重長に宛て起請文を書き、互いの疑いを拭わんこ

とを誓っている(同39号)。久豊は応永32年卒し、子の忠国が嗣いだか、翌年日向の伊東氏と再び隙を生じた。伊集院氏との争いも長く続き、一方北方の大友氏とも事を構えた。

永享8年(1436)9月忠国は、島津荘薩摩方羽島6町を重茂に安堵したが(同38号)、嘉吉元年(1441)2月重長は改めて所領を孫の重豊に譲つた(同85号)。この頃いぜんとして薩摩国内にも島津宗家に敵対する勢力は残存し、嘉吉の頃には島津持久・高木殖家・市来久家らが叛乱を起していた。これらは、日向伊東氏と通じたものである。2年10月將軍義勝は重長に御教書を与え、「合力忠国、可被抽戦功」と命じている(同151号)。入来院氏が島津配下にあるとはいえ、独立の地位をえていることを示している。寛正3年(1462)島津立久は、入来院重豊に火同・永利・山田城を宛行うとともに、「自是も於干子々孫々、偏可憑入候」と契状を与えている(同31・32号)。同様の内容を持つ起請文は寛正7年にも重豊宛に書かれている(同42号)。下つて文明13年(1481)6月、島津武久と重豊は互いに誓約をかわした。重豊は「無二ニ御屋形御用ニ被立、余儀を存ましき事」を誓い(同165号)、武久は「偏憑被可申事」と契状を書き与えた(同43号)。こうした史料の存在は不安な政情をその背後に語っているものであるが、はたして16年11月、島津武久の部下新納忠統と島津久逸の間の争いに端を発して紛争が起つた。武久は忠統を援けて久逸を攻めたが、翌年になると禰答院重慶が武久に叛し、次いで島津忠廉も叛した。渋谷一族は東郷重理・入来院重豊らもこれに応じたいが、島津一族では忠慶のほか重久も叛に加わつた。叛乱後、延徳2年(1490)8月入来院重豊は惣領重聡に所領を譲つた(同47号)。しかして譲状は入来院内村在家田島山野について、「先々ハ京都直依有公役親類中ニモ依其忠、為私領閣(格)護之所、当代ハ守護役、院内之田数不残かゝり候上ハ、前々私領も不可入、各給分可同、然者雖子多之有、又者親類内之者、雖有条々忠節、為私領不可有遣事」と定めている。明応3年(1494)春、島津武久は肝付兼久を討つたが、新納・北郷両氏は兼久を援けて叛し、日向の伊東氏も兼久に応じ、翌年には加治木氏も叛し、大規模な戦闘となつた。叛乱鎮定後、入来院重聡に宛てた島津忠治の書状は、「さてもさつまこほり、すてにやふれ候つところに、それのはからひによりしつまり候事、くれくれかしくまり入候、なをもつて、こゝもとゆみやになり候ハぬやうに、くにをしつめたく候、しかれハなにことも申たむし、たのミ申へきよりほかへちにも候ハす候」といつているが、入来院氏は武久・忠治方に与力したのであろう(同22号)。

明応8年(1499)11月足利義尹は敗れて西下し、周防に大内義興を頼つた。翌年春から秋にかけて、大内義興は入来院重聡に合力を求めているが、もちろん入来院氏は応じなかつた(同144～6号)。次いで永正から天文末年に至る50年間、南九州では、島津氏・肝付氏・伊東氏・北郷氏・新納氏等の間の戦闘、また島津一族内の争い、家臣の叛乱と、容易に記述しがたいほどの、めまぐるしい戦乱が続いた。渋谷一族はその間にあつて、或るときは右し、或るときは左して生き抜いていつた。しかし終局は次第に迫りつつあつた。

天文23年(1554)9月、禰答院良重・入来院重嗣・蒲生範清らは島津貴久に叛き、10年余りの戦いが続く。弘治3年(1557)4月蒲生範清は島津氏に降り、永禄2年(1559)禰答院良重は殺された(禰答院氏系図)。それに関係ありと思われる欠年良重家門并家臣之長人数付(禰答院旧記6号)なる史料によると、良重以下91名が記されていて、およその規模を窺うことができる。しかして、それには高城・東郷の如き渋谷一族が含まれている。入来院重嗣は、永禄2年に島津氏に降つたとみえ、12月鹿児島内犬迫名を宛行われている(入来院文書44号)。そして、翌元亀元年(1570)正月、入来院重嗣・東郷重尚は、その全所領をあげて島津義久に献じ、その旗下に降つた(旧記・系図)。そして改めて、清色・東郷の本領安堵および恩領の下附をうけたのである。か

くして渋谷一族は島津氏に屈し、以後その忠実な「家臣」として従属することになった。渋谷一族にとっての戦国時代はここに終つたのである。

註

- 1) 応永15年10月、元久は禰寝清平とも「一味同心」の契約をしている。禰寝文書 3-625号。
- 2) 渡辺世祐『室町時代史』133頁。以下一般的叙述の部分は本書に多く負っている。

5. あとがき

入来院氏は元亀元年に島津氏に降伏、臣従したが、重豊は天正2年(1574)頃、「野心」ありとの風評をたてられ、8月に恩領4か所を返上し、また血判を差出ししたりした(上井覚兼日記)。それで事なきをえたと思われる。天正8年、島津氏は肥後水俣の城主相良義陽を討つたが、このときの陣立日記(関係文書35号)によると、重豊は先陣の脇將のひとりに定められている。同年10月、島津義久が阿蘇氏の将中村惟冬を肥後矢崎城に攻めたとき重豊は病床にあり、家老山口重秋・種田秀次に兵を授けて従軍せしめたが、兩人以下50余人が戦死する悲運に見舞われたという(入来院系図)。

近世に入り、慶長18年(1613)12月島津氏人衆賦帳(関係文書47号)によると、入来院重高は二番備に属し、兵力126人で、昇(のぼり)6本・乗馬6疋となつている。また「清敷衆」は39人であつた(ほかに外城衆18人)。入来院氏の知行高は、元和6年(1620)高極帳(同49号)では、4589石、宝暦6年(1756)島津藩分限帳(同53号)では組頭で2662石、また薩摩風土記の知行高目録(同54号)では「役なしの御家門衆」で3262石となつている。入来院氏は、代々婚姻、養子縁組によつて島津氏と結びつき、藩の重臣の一員として江戸時代を送つた。

以上、南北朝の動乱から近世に至る間の渋谷一族の動向を簡略に叙述したが、史料的にも『入来院文書』を中心とする安易なものであり、極めて表面的また羅列的であることは否めない。これは筆者の無力と怠慢によるが、ひとつには基礎構造に関する叙述を意識的に避けた結果である。入来院の構造については、鎌倉末～江戸までを一貫して叙述する機会を別にえたいと思うからである。これは、「辺境における近世的秩序の形成—『門』体制の成立—」(仮題)として近い将来に発表したい。

<補論>武光氏について

渋谷氏がいわゆる下り衆であるのに対して、旧来からの在地勢力たる武光氏の動向を年代記的に記して、補足としたい。史料はこれまた『入来院文書』の範囲を出ないから極めて不充分であることを予めお断りする。

武光氏は薩摩の地に旧来から土着した伴一族の後裔で、渋谷氏がこの地に入部してきたとき争つたことのある伴師永の子孫である(拙稿「鎌倉幕府の成立と南九州」<北海道学芸大学紀要第1部B第12巻第1号>第3項)。正応5年(1292)3月、師永の4男師員は入来院の弁済使職の一部を読師弘範に譲つた(関係文書14号)。この職はもと種嗣(出自不詳)から師員に譲られたものであつた。次いで永仁3年(1295)11月、師光の3男師兼は吉枝名内の藪4か所を孫の満丸に渡した。同状には「此外庄屋内籠々并荒野等者、寄合随分限、可有配分也、又於地頭押領田藪等者相共致沙汰」とあるから、満丸だけではなく子息経兼ら数人に分与したのであろう(入来院文書229号)。経兼は宮里郷の宮里正行の養子となり、弘安8年(1285)宮里郷正岡名内田地3町、屋敷1所を譲られた。正行の子息正有が正岡名の名主だつたが、正安(1299～1202)頃、正有と経兼の間に所当公事について争論が起つた。恐らく正有が本名主として経兼の3町分の公事を收取

したのであろう。両者は嘉元3年(1305)和与し、延慶2年(1309)11月鎮西裁許状によつて、田地3町のうち2町は請米田(地子田化した佃か?)とし、1町は臨時課役を負うものと定め、藺公事は正行譲状の通りとすると決められた(入来院文書214号)。

応長2年(1312)6月の師兼譲状(同227号)は同氏の所領の規模を示すが、惣領経兼以下10人に分割し、後家分・女子分は「一期分」で「一期之後者、可被返付干惣領也」とされている。元徳3年(1331)7月、経兼は所領を惣領重兼に譲り、同時に庶子兼久にも田・藺を与えた(同217号)。それについて、惣領に対し「御公事配分之外、不可成違乱」といつている。史料にみえる限り、惣領の庶子に対する規制力はない。惣領家は新しい所領を加えたりして庶子家をしのぐ力を加えていつたが(同160号)、ふつういわれる如き、惣領権の強さなどというものは全くみられない。

動乱期に入り、元弘3年(1333)後醍醐天皇綸旨によつて惣領重兼の知行が安堵されているが(同215号)、建武3年(1336)尊氏東上以後はその旗下に参じ、度々の合戦に自らも負傷している(同219号)。

応安元年(1368)10月、重兼は兼氏に譲状を書いたが、11月3日付で「任此譲状之旨、知行所不可有相違也」との島津伊久の署判をうけている(同222号)。このことは、武光氏が守護島津氏の被官的存在となつたことを示すであろう。次いで永和4年(1378)2月、兼氏は惣領兼我に所領を譲つたが、所領は高城郡本万得名惣領職・同弁済使職・宮里郷床並田地藺惣領職・薩摩郡別符前田地4段のみであつた(同220号)。かつての多くの所領は動乱の最中に武光氏の手をはなれてしまつた。「此外当国他国不知行所領在之、依世上動乱也、鎮西落居之時、可申給也」と譲状は記しているが、再び戻つてはこなかつたのである。この譲状にも島津伊久の署判裏書のあること先の譲状と同じである。

南北朝動乱も終つた応永3年(1396)11月、島津伊久は兼我の息三郎太郎に「伊兼」の名字状を与えている(同225号)。欠年の伊兼の所領注文(同235号)によると、伊兼は失われた所領の幾分かは回復したらしい。この注文は「御奉行所」宛になつている。いうまでもなく島津氏の奉行所に自己の所領を注申したのである。守護島津氏の大名家化にともない、武光氏はその家臣団の中に組み込まれていつたのである。

(1960・11稿, 1963・9補訂)